



お客様各位

オーイーシーフレイトジャパン株式会社  
2014年2月

### 日本版出港前報告制度について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。  
平素より弊社サービスをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、2014年3月より日本版出港前報告制度が導入されることになりました。  
日本に入港する外国貿易船に積まれる日本揚げ(仮揚げ含む)のコンテナ貨物について、  
積み地にて本船出港の24時間前までに船積み情報を日本税関に電子報告することが  
義務づけられます。

日本税関への電子報告は積み地側運送人(船会社及び弊社現地代理店)が行いますが、  
そのための正確な情報を荷送人(SHIPPER)様から積み地側運送人にご提供いただく  
必要があります。

また、制度の導入にあわせて積み地側での書類提出期限の前倒しも想定されます。  
書類のご提出が間に合わない場合や情報に不足や誤りがある場合などは、予定本船への  
船積みができなくなることも考えられます。

下記の項目につきましては詳細情報が必要となりますので特にご注意いただき、事前に  
荷送人(SHIPPER)様へご連絡いただけますようお願いいたします。

荷受人(CONSIGNEE)様におかれましても、本制度をご理解いただいたうえ、荷送人  
(SHIPPER)様が迅速にご対応いただけますようご協力よろしく申し上げます。

敬具

#### 記

1,SHIPPER, CONSIGNEE, NOTIFY PARTY の会社名/住所/郵便番号/電話番号

2,詳細な商品名 (Machinery や Auto parts などあいまいな品名は不可)  
\*受理不可品名につきましては税関の WEB サイトをご参照ください。  
(サイト) [http://www.customs.go.jp/news/news/advance3\\_j/annex.htm](http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/annex.htm)

3,代表的な商品の HS CODE(6桁)

※出港前報告制度の詳細につきましては、税関の WEB サイトをご参照ください。  
[http://www.customs.go.jp/news/news/advance3\\_j/](http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/)

もしご不明な点がございましたら、何でもお気軽に弊社(Tel: 078-327-1085)まで  
ご連絡ください。